

＜事後審査型条件付一般競争入札の公告＞

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年6月23日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

1. 入札に付する事項

(1)工事名称 逗子小学校空調設備改修工事

(2)工事場所 逗子市逗子4丁目2番45号(逗子小学校)

(3)工 期 契 約 の 日 から 令和 11 年 1 月 31 日

(4)工事概要

逗子小学校空調設備が設置から20年経過し、老朽化が進んでいることや既存空調設備の能力が不足し夏場に室内温度を適正に保つことが困難であることから設備の改修を行うもの。

建築工事 1式

建築機械設備工事 1式

建築電気設備工事 1式

(5)週休2日制確保工事の適用 無

2. 予 定 価 格 418,400,000 円(税抜)

3. 設計図書の閲覧場所及び期間

逗子市ホームページ

令和8年6月23日(火) から 令和8年7月8日(水) まで

4. 設計図書の入手方法及び期間

逗子市ホームページからのダウンロードによる

令和8年6月23日(火) から 令和8年7月8日(水) まで

5. 入札手続

この「条件付一般競争入札」は、かながわ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)によるものとし、執行は、電子入札運用基準に基づき行います。

6. 入札参加資格に関する事項

逗子市における令和7・8年度逗子市一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び逗子市財務規則(平成3年逗子市規則第6号)第122条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。

(2) 令和7・8年度逗子市競争入札参加資格者名簿(工事「管」)に登録されていること。

(3) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準(平成18年4月1日施行)(以下「措置基準」という。)に基づく停止措置を受けていないこと。

(4) (A)のいずれかの条件に該当し、かつ(B)の条件に該当すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値を資格要件とする。

(A) ・「管」の総合評定値(P)がA等級(1,101点以上)の者であること。

(B) ・官公庁発注による、工事实績(元請)があること。

・県内又は都内に、本店又は入札参加資格認定を受けている支店(受任者営業所)を有すること。

(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)を遵守するとともに同法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者を施工現場に工事期間中配置できること。

なお、配置予定技術者は、建設業者との直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係を有していること。

(6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、逗子市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にない者であること。

7. 入札参加申請及び質問書の受付及び期限

入札参加申請及び質問書の提出は、令和8年6月30日(火) 午後 3時00分

までに、電子入札システムにより行ってください。質問書は逗子市ホームページよりダウンロードし、参加申請の際に添付して提出してください。質問がない場合には、質問書の添付は不要です。

※電子入札システム以外による参加申請及び質問書の提出は受付できません。

8. 入札方法等 電子入札システムによるものとし、執行は電子入札運用基準に基づき行います。

9. 工費内訳明細書の提出 入札書に添付し提出してください。

※ 細目別内訳書(建築改修工事Ⅰ・Ⅱ期、電気設備工事Ⅰ・Ⅱ期、機械設備工事Ⅰ・Ⅱ期)まで記入して提出してください。

10. 入札書提出締切日時 令和8年7月8日(水) 午後 5時00分

11. 入札(開札)の日時及び場所 令和8年7月9日(木) 午前 9時15分

逗子市役所 3階 管財契約課

入札(開札)の結果については、逗子市ホームページで公開しております。電子入札システム上では公開していませんので、逗子市ホームページで確認してください。

12. 入札参加資格の喪失

入札参加希望者が、入札日までに次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができません。

- (1) 「6. 入札参加資格に関する事項」のいずれかの条件(「公告日」とあるものを「入札日」と読み替えるものとする。)を欠いたとき。
- (2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- (3) 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。

13. 入札の無効

「6. 入札参加資格に関する事項」に定める要件を備えない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに逗子市財務規則第135条の規定により、次の入札は無効とします。

- (1) 入札書が入札書提出締切日時までに提出されないとき。
- (2) 電子入札システムによる方法以外で入札書を提出したとき。
ただし、電子入札運用基準に定められた紙入札は除く。
- (3) 予定価格を超えた入札額が記載されているとき。
- (4) 入札書に工費内訳明細書が添付されていないとき。
- (5) 入札書に添付された工費内訳明細書の金額と入札書に記載された金額が異なるとき。
- (6) その他法令及び逗子市財務規則又は市長の定める入札条件に違反したとき。

14. 契約の締結

本市においては事後審査型条件付一般競争入札を行っていますので、落札候補者になった者が、申告書(「6. 入札参加資格に関する事項」にある条件を証する書類を添付)を提出し、審査で適格者と認められた場合に落札決定者となり、契約を締結します。

ただし、落札決定者であっても契約締結前に措置基準に基づく停止措置を受けた場合は契約は締結しません。

15. 低入札価格調査制度の適用 有

16. 最低制限価格の適用 無

17. 入札保証金 免除

18. 契約保証金

契約額の10分の1以上とします。なお、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合及び、契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結した場合は免除します。

19. そ の 他

- ・詳細は、入札説明書によります。
- ・入札参加者が無かった場合にはこの入札は中止となります。
- ・この契約は、逗子市議会の議決に付すべきものとなります。